

特定労務管理対象機関の指定申請に係るスケジュール

		令和4年度		令和5年度				令和6年度		
		第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期			
県への申請・指定時期		<p>各医療審議会の開催2~3か月前までに、県への申請が必要。 ①の場合：令和5年6月30日（金）締切 ②の場合：令和5年9月29日（金）締切 ③の場合：令和5年12月22日（金）締切 ※開催・指定時期は予定であり、変更の可能性があります。</p>			<p>①医療審議会 (8月~9月頃)</p> <p>①指定</p>	<p>②医療審議会 (11月~12月頃)</p> <p>②指定</p>	<p>③医療審議会 (3月頃)</p> <p>③指定</p>	医師の時間外労働上限規制の適用開始		
各水準ごとに必要な対応	各水準共通 (B、連携B、C-1、C-2)	<p>医師労働時間短縮計画（時短計画）作成</p>		<p>医療機関勤務環境評価センターの評価受審・評価結果受領 (書面調査の結果が低評価の場合は、中間報告や訪問調査の対象となる) ※令和4年10月31日より評価受付開始(評価期間は最短4ヶ月)</p>		<p>評価センターの評価後、県に特定労務管理対象機関の指定申請</p>			医師の時間外労働上限規制の適用開始	
	C-1水準のみ (臨床研修)	<p>臨床研修プログラムの年次報告書、新設・変更届出書において、過去の実績や想定される時間外・休日労働の時間数を記載し県に提出。</p>								医師の時間外労働上限規制の適用開始
	C-1水準のみ (専門研修)	<p>R6年度開始のプログラム内に、想定される時間外・休日労働の時間数を記載し、各学会へ申請。</p>	<p>R6年度開始のプログラムについて、日本専門医機構によりプログラム認定</p>		<p>過去の実績や想定される時間外・休日労働の時間数を記載した最新の年次報告書及びプログラムをホームページで公表</p>		医師の時間外労働上限規制の適用開始			
	C-2水準のみ	<p>厚生労働省の審査組織を受審・結果受領 ①C-2水準対象医療機関の審査（特定の高度な技能の教育研修環境を審査） ②医師個人の発意に基づく技能研修計画の審査(R6以降の勤務先の決定が必要) ※県への指定申請前に受審必須 ※①を受審する場合は、②も併せて提出すること</p>								
		<p>県指定後、各医療機関で36協定締結</p>				医師の時間外労働上限規制の適用開始				